

平成29年度 第18回 役員会議事要旨

日 時 平成29年12月27日（水） 10時30分～10時47分

場 所 学長室

出席者 学長，後藤理事，兒玉理事，寺本理事，和田理事

欠席者 吉田理事

陪席者 佐々木監事，山下附属病院長

○ 学長から，平成29年度第10回から第15回の役員会議事要旨の確認依頼があった。

1 審議事項

【一括審議事項】

学長から，役員会で協議し，教育研究評議会及び経営協議会（書面会議）で審議した5案件について一括審議する旨の説明があった。

次いで，総務課長から一括審議事項の概要について次のとおり説明があった。

- (1) 教育研究院，学域・学系の運営体制及び教員選考の在り方について
本件は，教教分離に向けた教育研究院，学域・学系の運営体制及び教員選考の在り方について協議するもの。
- (2) 平成29年人事院勧告への対応に伴う就業規則の改正について
本件は，国家公務員に準拠する基本方針に基づき，職員給与規程等の一部改正を行うもの。
- (3) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について
本件は，国家公務員に準拠する基本方針に基づき，役員報酬規程の一部改正を行うもの。
- (4) 国家公務員退職手当法の一部改正に伴う国立大学法人佐賀大学職員退職手当規程の一部改正について

本件は、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、職員退職手当規程の一部改正を行うもの。

(5) 国家公務員退職手当法の一部改正に伴う国立大学法人佐賀大学役員退職手当規程の一部改正について

本件は、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、役員退職手当規程の一部改正を行うもの。

なお、和田理事から、就業規則関係の上記(2)から(5)の案件のうち、特に(4)の退職手当規程の一部改正について、並行して過半数代表者、職員説明会及び組合交渉を行っており、九州地区の他大学も概ね平成30年1月より実施すること等を踏まえ、就業規則の不利益変更の代替措置は取らないことで原案を了承いただきたい旨、今回の手続については顧問弁護士や社会保険労務士等と相談しながら進めているが、特段問題はなしいとのことである旨の補足説明があり、審議の結果、5案件はすべて了承された。

(6) その他

特になし。

2 報告事項

(1) 附属病院経営状況について

附属病院長から、平成29年度附属病院収支実績及び見込、月別材料比率の推移、附属病院の目標達成状況、稼働額明細等について報告があった。

(2) その他

特になし。

3 その他

特になし。

以 上